

## 鳥取県告示第364号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町中字上山根772、786の1、字肥谷680の1、字八丁579、字山根136の1、136の2、137、138、字三ヶ口547、549、551、552、564、570、571、字大谷口236、237、字寺土居81の1、83、85、87、89、90の1、字床辺665、668から672まで、675の1

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）